## 令和元年度

# 川西市健全化判断比率及び 資金不足比率審査意見書

川西市監査委員

## 川西市長 越 田 謙治郎 様

川西市監査委員 小 林 宏

川西市監査委員 向 山 愛 子

川西市監査委員 北 野 紀 子

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条 第1項の規定により審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断 比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類 について審査した結果、別紙のとおりその意見を提出します。

## 目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間及び場所	1
第 3	審査の着眼点及び主な実施内容等	1
第 4	審査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	健全化判断比率及び資金不足比率の概要	2
1	健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要	2
2	健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計	3
3	財政規模(健全化判断比率の分母)	4
	健全化判断比率の状況	5
1	実質赤字比率	5
2	連結実質赤字比率 ······	6
3	実質公債費比率(3カ年平均)	8
4	将来負担比率	11
	資金不足比率の状況	14
1	資金不足比率(公営企業ごとに算定)	14
参考	資料	
	阪神7市における比率の推移について	16

## (表示の方法)

- 1 文中の金額は原則として万円単位で表示し、表示単位未満は切り捨てた。
- 2 表中の金額は原則として千円単位で表示し、表示単位未満は四捨五入した。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各比率の計数は表示単位未満を四捨五入した。したがって合計と内訳の 計が一致しない場合がある。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率については国の算定基準に基づき表示単位未満を切り捨てている。

#### 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

#### 第1 審査の対象

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査

#### 第2 審査の期間及び場所

令和2年8月4日から同年8月26日まで

(於:監査委員室、監査委員事務局及び監査対象部局)

#### 第3 審査の着眼点及び主な実施内容等

- 1 この審査は、川西市監査基準に準拠し実施した。
- 2 審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査に当たっては、各財政指標が法令等に規定する方法に基づいて適正に算定されているか、また、財政指標の算定基礎となる書類等が適正に作成されているか等の点について検討を加え、関係帳簿類及び証憑類の抽出照査、関係職員からの説明の聴取等を実施した。

#### 第4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる 事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定はおおむ ね適正であるものと認めた。

健全化判断比率 資金不足比率 年度比較表

(単位:%)

								(平位:70)
	比率の名称		29年度	30年度	元年度	増減 (ボイント)	早期健全化基準	財政再生基準
侹	全化判断比率							
	実 質 赤 字 比 率	1	-	-	-		2 11.77	20.00
	連結実質赤字比率	1	ı	1	-		2 16.77	30.00
	実質公債費比率		11.4	10.7	10.0	0.7	25.0	35.0
	将来負担比率		106.3	117.5	107.9	9.6	350.0	
資	金不足比率						経営健全化基準	
	水道事業会計	1		-	-			] /
	下水道事業会計	1	-	-	-		20.0	
	病院事業会計		16.9	14.1	13.9	0.2		

\_\_\_\_\_\_ 1 比率が算定されない場合は、「 - 」で表示している。

#### 1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率では、実質赤字額は生じていない。
- (2) 実質公債費比率は10.0%で、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。
- (3) 将来負担比率は107.9%で、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

<sup>2</sup> 財政規模に応じて毎年度算定が必要なため、元年度の基準を記載している。

#### 2 資金不足比率

水道事業会計及び下水道事業会計では、資金不足額は生じていない。 病院事業会計の資金不足比率は13.9%である。

#### 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

#### 1 健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法」という。)に基づく健 全化判断比率(同法第2条:実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来 負担比率)及び資金不足比率(同法第22条)の算定概要は、次表のとおりである。

#### 健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要

比率の名称	比率の計算式	早期健全化基準 財政再生基準
健全化判断比率		<b>州以行工坐</b> 十
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額	財政規模に応じ 11.25~15% (元年度当市11.77%)
关	標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	20%
連結実質赤字比率	連結実質赤字額	財政規模に応じ 16.25 ~ 20% (元年度当市16.77%)
<b>建和关</b> 复办于比率	標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	30%
実質公債費比率	(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)	25%
(3力年平均)	標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) - (元利償還金·準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	35%
炒 ☆ 各 +□ レレ ☆	将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)	350%
将来負担比率		-
資金不足比率	資金の不足額	(経営健全化基準) 20%
(各企業ごとに算定)	事業規模	-

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準あるいは財政再生基準以上の場合に は、財政健全化計画あるいは財政再生計画を定めなければならない(将来負担比率のみ財 政再生基準は設けられていない)。

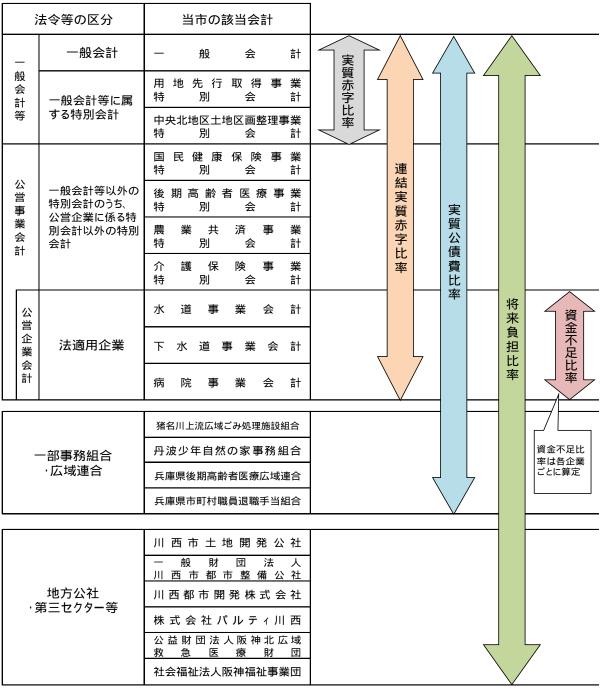
また、地方公共団体が経営する公営企業についても、各公営企業ごとの資金不足比率が

経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。病院事業においては、平成 26 年度に同基準を上回ったため、平成 28 年 3 月に同計画を策定している。

#### 2 健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

当市の令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計は、次表のとおりである。

#### 健全化判断比率等の対象会計



団体名は、令和2年3月末現在の名称で記載している。

#### 3 財政規模 (健全化判断比率の分母)

健全化判断比率では、各地方公共団体の財政規模を比較する数値として「標準財政規模 〔地方財政法第5条の3第4項第1号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定 めるところにより算定した額(臨時財政対策債発行可能額を含む)〕」が採用されており、 各比率の分母(実質公債費比率及び将来負担比率は、この額からそれぞれ元利償還金・準 元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額)となっている。

「標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)」の年度別推移は、次表のとおりである。

標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)の年度別推移

(単位:千円、%)

	区分	29年度	30年度(b)	元年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
(1) 木	票準財政規模	28,058,258	28,189,906	28,727,960	538,054	1.9
	標準税収入額等	21,767,395	21,515,493	21,547,270	31,777	0.1
	普通交付税	6,290,863	6,674,413	7,180,690	506,277	7.6
(2)	<b>临時財政対策債発行可能額</b>	2,352,125	2,451,483	2,079,378	372,105	15.2
	合 計	30,410,383	30,641,389	30,807,338	165,949	0.5

当年度の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)は 308 億 733 万円で、前年度に比べ 1 億 6,594 万円 (0.5%) 増加している。これは主に、臨時財政対策債発行可能額が減少したものの、普通交付税額が増加したためである。

## (1) 標準財政規模

標準財政規模は、「その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標」である。地方公共団体の財政規模を比較するに当たっては、国庫補助金や地方債などの特定財源が含まれており単純に比較することが難しいため、これらの特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの通常経常的に収入されるであろう一般財源の額で比較することが適当であるとして財政健全化法において採用されている。

#### (2) 臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す基準財政需要額を基本に発行可能額が算定される。地方交付税として算定されるべき額の一部が、臨時財政対策債の発行に振り替えられているもので、その元利償還金について後年度に交付税措置されるとされている。

#### 健全化判断比率の状況

#### 1 実質赤字比率

#### (1) 実質赤字比率の概要

実質赤字比率は、「一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模(臨時財政対策 債発行可能額を含む)に対する比率」であり、11.77%(当市令和元年度の場合)が早 期健全化基準、20%が財政再生基準である。なお、当市における「一般会計等」の対象会 計は、一般会計、用地先行取得事業特別会計及び中央北地区土地区画整理事業特別会計 である。

#### 【計算式】

一般会計等の実質赤字額

実質赤字比率 =

標準財政規模

(臨時財政対策債発行可能額を含む)

実質赤字額 = 繰上充用額 + (支払繰延額+事業繰越額)

#### (2) 実質赤字比率の状況

令和元年度決算における実質赤字比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

#### 実質赤字比率の年度別推移

(単位:千円:%)

区分		29年度	30年度(b)	元年度(a)	増 減(a)-(b)	増減率
一般会計等の実質収支額 ( 実質赤字額)	(A)	319,870	281,725	405,010	123,285	43.8
標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	(B)	30,410,383	30,641,389	30,807,338	165,949	0.5
実質赤字比率 (A)/(B)		-	-	-		
参考 (黒字比率) ( 1)		(1.05%)	(0.91%)	(1.31%)	(0.40ポイント)	

1 実質赤字額がない場合、実質赤字比率は「-」で表示される。

当年度の一般会計等では実質赤字額が生じておらず、比率は算定されていない。

当年度の実質収支額は 4 億 501 万円の黒字であり、前年度に比べ 1 億 2,328 万円 (43.8%)増加している。なお、黒字比率としては 1.31%となり、前年度に比べ 0.40 ポイント上昇している。

当年度各会計別の実質収支額の内容は、次表のとおりである。

#### 一般会計等の実質収支額の状況(令和元年度決算)

(単位:千円)

								(平位・113)
	会	計		歳入総額 (a)	歳出総額 (b)	差引額 (c)=(a)-(b)	翌年度へ繰り 越すべき財源(d) ( 1)	実質収支額 (c)-(d)
_	般	会	計	54,549,500	53,246,412	1,303,088	82,022	1,221,066
用地乡	<b>先行取得</b>	事業特別	引会計	2,886,685	3,060,007	173,322	130	173,452
中央北地	地区土地区画	整理事業特	詩別会計	32,811	675,415	642,604	0	642,604
	合	計		57,468,996	56,981,834	487,162	82,152	405,010

会計間の重複額を控除した純計額で表示している。

<sup>1</sup> 翌年度へ繰り越すべき財源 = 継続費 + 繰越明許費 + 事故繰越額 + 事業繰越額 + 支払繰延額

#### 2 連結実質赤字比率

#### (1) 連結実質赤字比率の概要

連結実質赤字比率は、「地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率」であり、当比率は、地方公共団体が設けている各会計を網羅するフロー指標である。当市令和元年度の場合、早期健全化基準は 16.77% (各団体の財政規模に応じて毎年度算定)、財政再生基準 30%である。当市における対象会計は、一般会計、特別会計(6会計)及び公営企業会計(3会計)である。

なお、公営企業会計では、一般会計等でいう「実質赤字」の類似概念として「資金不足額」を採用しており、この資金不足額は、地方公営企業法適用企業の場合、基本的に「流動負債等の額が流動資産等の額を超える場合において、その超える額」と定義される。

【計算式】

連結実質赤字比率 =

連結実質赤字額

標準財政規模

(臨時財政対策債発行可能額を含む)

#### (2) 連結実質赤字比率の状況

令和元年度決算における全会計の実質赤字額(資金不足額)を合計した連結実質赤字 比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

#### 連結実質赤字比率の年度別推移

(単位:千円・%)

区分	29年度	30年度(b)	元年度(a)	增減(a)-(b)	増減率
一般会計等(実質収支額) (A)	319,870	281,725	405,010	123,285	43.8
一般会計	319,870	281,725	405,010	123,285	43.8
用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	-
中央北地区土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	-
ア 一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業 に係る特別会計以外の会計(実質収支額) (B)	541,523	665,059	144,227	520,832	78.3
国民健康保険事業特別会計	148,406	375,325	56,639	318,686	84.9
後期高齢者医療事業特別会計	86,284	90,710	86,013	4,697	5.2
農業共済事業特別会計	0	0	0	0	-
介護保険事業特別会計	306,833	199,024	1,575	197,449	99.2
イ 公営企業会計 (資金剰余額・資金不足額) (C)	5,823,142	6,517,624	6,733,120	215,496	3.3
法適用 水道事業会計	4,138,021	4,431,791	4,638,710	206,919	4.7
" 下水道事業会計	2,473,880	2,656,482	2,555,545	100,937	3.8
" 病院事業会計	788,759	570,649	461,135	109,514	-
合 計 (A) + (B) + (C) = (D)	6,684,535	7,464,408	7,282,357	182,051	2.4
標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) (E)	30,410,383	30,641,389	30,807,338	165,949	0.5
連結実質赤字比率 (D)/(E) 参考 (黒字比率)( )	- (21.98%)	- (24.36%)	- (23.63%)	( 0.73ポイント)	

連結実質赤字額がない場合、連結実質赤字比率は「-」で表示される。

当年度の当市全会計における実質収支額及び資金剰余額(又は資金不足額)の合計額は、72 億 8,235 万円の黒字となり、連結実質赤字額は生じていない。連結実質黒字額は、前年度に比べ 1 億 8,205 万円(2.4%)減少しているが、これは主に、公営企業会計の水道事業会計(資金剰余額)で 2 億 691 万円、一般会計で 1 億 2,328 万円それぞれ増加したものの、国民健康保険事業特別会計で 3 億 1,868 万円、介護保険事業特別会計で 1 億 9,744 万円それぞれ減少したためである。(公営企業会計における資金剰余額・資金不足額の詳細は、14 頁「資金不足比率」参照)この結果、黒字比率としては 23.63%となり、前年度に比べ 0.73 ポイント低下している。

なお、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業の特別会計については、制度的に翌年度に精算行為が行われるが、実質収支額はそれらの精算行為を加味せず、あくまでも当該年度末における収支の状況を算定しているものである。

実質赤字比率で算定した一般会計、用地先行取得事業特別会計及び中央北地区土地区 画整理事業特別会計以外の各特別会計別の実質収支額の状況は、次表のとおりである。

#### 特別会計(一般会計等以外)の実質収支額(令和元年度決算)

(単位:千円)

					( <del>+</del>  ± ·     1 )/
会計	歳入総額	歳出総額	差引額	翌年度へ繰り 越すべき財源	実質収支額
- "	(a)	(b)	(c)=(a) - (b)	(d)	(c) - (d)
国民健康保険事業	16,113,931	16,057,292	56,639	0	56,639
後期高齢者医療事業	3,342,381	3,256,368	86,013	0	86,013
農業共済事業	15,553	15,553	0	0	0
介護保険事業	13,103,829	13,098,686	5,143	3,568	1,575
合 計	32,575,694	32,427,899	147,795	3,568	144,227

#### 3 実質公債費比率(3力年平均)

#### (1) 実質公債費比率の概要

実質公債費比率は、「一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率」であり、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%である。

また、当比率は、地方財政法上、地方債協議・許可制度において許可を要する団体への移行基準として用いられており、18%以上になると地方債許可団体に移行することとなる。

#### 【計算式】 実質公債費比率(3力年平均)

(A) 地方債の元利償還金 (繰上償還等除く) (B) 準元利償還金(1)

(C) 特定財源(2)

(D) 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(3)

)

=

(E)

標準財政規模 4ページ参照 (臨時財政対策債発行可能額 を含む) (D)

元利償還金·準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(3)

#### 1(B)準元利償還金[ア~オまでの合計額]

- ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額及び減債基金積立不足額を考慮して算定した額
- イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充 てたと認められるもの
- ウ 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充て たと認められるもの
- エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- オ 一時借入金の利子

#### 2(C)特定財源

国や都道府県等からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償 還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計 画税、その他

#### 3(D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費、災害復旧費等に係る基準財政需要額、 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金

## (2) 実質公債費比率の状況

元年度決算における実質公債費比率 (3 カ年平均)の状況及び前年度算定との比較は、 次表のとおりである。

## 実質公債費比率の年度別推移

(単位:%)

比率	29年度	30年度(b)	元年度(a)	増減(a)-(b)
実質公債費比率 (3カ年平均)	11.4	10.7	10.0	0.7ポイント

## 【元年度決算の状況(29年度~元年度までの3カ年平均)】



29年度 (	5,730,387 +	2,771,878
30年度 (	5,881,048 +	2,898,666
元年度(	5,872,382 +	2,842,744
元平均 (	5,827,939 +	2,837,763
30平均 (	5,791,769 +	2,824,440
増減 (	36,170 +	13,323
増減率	0.6%	0.5%

_			<u>(単位∶十円)</u>
(	2,048,366	+	3,730,116
(	2,151,475	+	3,912,311
(	2,035,786	+	4,062,758
(	2,078,542	+	3,901,728
	4 000 444		0 770 400
	1,992,411	+	3,779,106
		+	3,779,106
	· · ·		

2,723,783
2,715,928
2,616,582
2,685,431
2,844,691
2,844,691 159,260
<u> </u>

	(E) 標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)
年度	30.410.383

-	(D) 元利償還金·準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額
	3,730,116
	0.040.044

П	29年度
П	30年度
	元年度
L	元平均
	30平均
	増減
	増減率

30,410,383
30,641,389
30,807,338
30,619,703
30,370,505
249,198
249,198 0.8%

3,730,116	
3,912,311	
4,062,758	
3,901,728	
3,779,106	
122,622	
3.2%	

26,680,267
26,729,078
26,744,580
26,717,975
26,591,398
126,577
0.5%

П	29年度
П	30年度
	元年度
	元平均
	30平均
Г	増減

10.20898
10.16095
9.78360
10.0
10.7
0.7

当年度の実質公債費比率(3カ年平均)は10.0%(早期健全化基準25%)で、前年度算定に比べ0.7ポイント低下(改善)している。これは、分母では、標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)の増により控除額を差し引いた合計が1億2,657万円(0.5%)増加したのに対して、分子では、元利償還金で3,617万円(0.6%)増加したものの、控除額となる元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額で1億2,262万円(3.2%)、元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源で8,613万円(4.3%)がそれぞれ増加したことなどにより、分子全体の実質的な公債費の合計額が1億5,926万円(5.6%)減少したためである。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の増は、主に災害復旧費等に係る基準財政需要額の増によるものであり、元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源の増は、主に地域開発事業債の元利償還金の増加により、償還に充てる保留地処分金が増加したことによるものである。また、元利償還金の増は、主に公債費から差引かれる借換債を財源として償還した額が減少したことによるものである。

なお、当年度の単年度比率は 9.7% (小数点第 2 位以下切捨て)で、前年度に比べ 0.4 ポイント低下(改善)しているが、前年度と比較して、実質公債費比率 (3 カ年平均) の推移に大きな影響を及ぼすような特異的な事象は見受けられなかった。

当比率(3 カ年平均)については、市中期財政運営プランにおいて、令和 6 年度に 7.7%まで低下するとしているが、阪神間各市と比較しても高い水準で推移していることから今後もその動きについて十分注視する必要がある。

#### 4 将来負担比率

#### (1) 将来負担比率の概要

将来負担比率は、「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する 比率」であり、350%が早期健全化基準となっている。

赤字比率・実質公債費比率は、フローベースの財政負担を表す指標であるが、当比率 は残高(ストック)ベースでの財政負担を表す指標である。当比率においても、実質公 債費比率と同様の考え方に基づいて、将来負担額に対する充当可能財源として都市計画 税が算入されている。

#### 【計算式】

(A) 将来負担額( 1) (B)

## 充当可能財源等(2)

(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

## 将来負担比率 =

(C)

標準財政規模

(臨時財政対策債発行 可能額を含む)

4ページ参照

(D)

元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額

〔実質公債費比率(D)と同じ額〕

8ページ参照

#### 1 (A) 将来負担額 [ア~キまでの合計額]

- ア 当年度末における一般会計等に係る地方債の現在高
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等 からの繰入見込額
- エ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額
- オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額
- カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額
- キ 組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等負担見込額

#### 2 (B) 充当可能財源等 [ア~ウまでの合計額]

- ア 地方債の償還額等に充当可能な基金
- イ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入(地方債を財源とする貸付金の 償還金、公営住宅の賃貸料、都市計画税の収入額等)
- ウ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが 見込まれる額

## (2) 将来負担比率の状況

元年度決算における将来負担比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

## 将来負担比率の年度別推移

(単位:%)

比 率	29年度	30年度(b)	元年度(a)	増減(a)-(b)
将来負担比率	106.3	117.5	107.9	9.6ポイント

## 【令和元年度決算の状況】

将来負担額 (A) 104,484,119	-	充当可能財源等 (B) 75,610,103		(A) - (B) 28,874,016		(単位:千円)
			· =		' · =	将来負担比率
標準財政規模 (C) (臨時財政対策債発行可能額を含む) (4ページ参照)		元利償還金·準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(D) (8ページ参照)		(C) - (D)		107.9%
30,807,338		4,062,758		26,744,580		

【(A)将来負担額】 (単位:千円)

年度	地方債の現在 高	債務負担行為に基 づく支出予定額	公営企業債等繰 入見込額	組合等負担等 見込額		設立法人の負債額 等負担見込額	将来負担額 合 計(A)
29	68,877,968	13,804,805	7,852,780	3,172,782	7,252,141	157,367	101,117,843
30	72,035,359	14,462,102	7,433,939	2,454,277	7,884,819	53,916	104,324,412
元年	73,048,814	13,566,315	8,049,561	1,787,120	7,900,559	131,750	104,484,119
増減	1,013,455	895,787	615,622	667,157	15,740	77,834	159,707
増減率	1.4%	6.2%	8.3%	27.2%	0.2%	144.4%	0.2%

## 【(B)充当可能財源等】

年度 充当可能基金		充当可能特定歳		基準財政需要	充当可能財源等
		入		額算入見込額	元当り能財 <i>派</i> 寺 合計(B)
29	6,893,494	18,094,893	15,148,562	47,742,849	72,731,236
30	7,121,048	16,055,888	12,961,524	49,729,920	72,906,856
元年	9,201,166	15,678,103	13,861,560	50,730,834	75,610,103
増減	2,080,118	377,785	900,036	1,000,914	2,703,247
増減率	29.2%	2.4%	6.9%	2.0%	3.7%

## 【 (A)将来負担額 - (B)充当可能財源等 】

年度	将来負担額 合計 (A)	充当可能財源等 合計 (B)	差 引 (A)-(B)
29	101,117,843	72,731,236	28,386,607
30	104,324,412	72,906,856	31,417,556
元年	104,484,119	75,610,103	28,874,016
増減	159,707	2,703,247	2,543,540
増減率	0.2%	3.7%	8.1%

増減は「元年度 - 30年度」、増減率は「〔(元年度-30年度)/30年度〕×100」

当年度の将来負担比率は 107.9% (早期健全化基準 350.0%)で、前年度に比べ 9.6 ポイント低下(改善)している。これは主に、将来負担額が 1 億 5,970 万円 (0.2%)増加したものの、充当可能財源等が 27 億 324 万円 (3.7%)増加したことにより、分子全体(将来負担額 - 充当可能財源等)が 25 億 4,354 万円 (8.1%)減少したためである。

当比率の計算式に示されている「(A)将来負担額」及び「(B)充当可能財源等」の概要は、次のとおりである。

## (3) (A) 将来負担額[1,044億8,411万円]

当比率の算定における「(A)将来負担額」は 1,044 億 8,411 万円で、前年度に比べ 1 億 5,970 万円(0.2%)増加している。これは主に、債務負担行為に基づく支出予定額 が 8 億 9,578 万円(6.2%)及び組合等負担等見込額が 6 億 6,715 万円(27.2%)減少したものの、地方債の現在高が 10 億 1,345 万円(1.4%)及び公営企業債等繰入見込額 が 6 億 1,562 万円(8.3%)増加したためである。

地方債現在高は 730 億 4,881 万円で、前年度に比べ、中央北地区土地区画整理事業特別会計で 6 億 3,080 万円及び用地先行取得事業特別会計で 2 億 2,351 万円減少したものの、一般会計で 18 億 6,777 万円増加している。一般会計における市債発行額が増加した主な理由は、消防本部・南消防署の施設整備事業などによるものである。

## (4) (B) 充当可能財源等〔756億 1,010万円〕

「(B)充当可能財源等」は 756 億 1,010 万円で、前年度に比べ 27 億 324 万円 (3.7%)増加している。これは、充当可能特定歳入が 3 億 7,778 万円 (2.4%)減少したものの、充当可能基金が 20 億 8,011 万円 (29.2%)及び基準財政需要額算入見込額が 10億 91 万円 (2.0%)増加したためである。

基準財政需要額算入見込額は 507 億 3,083 万円で、主なものは、公債費 430 億 6,198 万円及び地域振興費 36 億 7,989 万円である。

当年度の将来負担比率については、市債の残高が増加しているものの、市有地の売却等を行ったことによる減債基金の積立額の増加や、基準財政需要額算入見込額の増加、 債務負担行為に基づく支出予定額の減少などから改善している。

#### 資金不足比率の状況

1 資金不足比率(公営企業ごとに算定)

#### (1) 資金不足比率の概要

資金不足比率は、「公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率(各会計ごとに算定)」である。当比率において使用する「資金不足額」は、地方公営企業法適用企業においては、基本的に「流動負債等が流動資産等を超える場合、その超える額」としている。

## 【計算式】

資金不足比率 = 資金の不足額

事業の規模

資金の不足額 = 【流動負債の額 - 控除企業債等 - 控除未払金等 - 控除額 - PFI建設事業費等】

+ 算入地方債の現在高

- 【流動資産の額 - 控除財源 - 控除額】 (- 解消可能資金不足額)

事業の規模 = 営業収益の額 + 指定管理者の利用料金収入の額 - 受託工事収益の額

## 資金剰余額・資金不足額(令和元年度決算)

(単位:千円)

会 計	流動資産等 ( 1)	流動負債等 ( 2)	算入地方債の 現在高 ( 3)	資金剰余額 (資金不足額)	解消可能 資金不足額 ( 4)	資金剰余額 (解消可能資金不足額を 加味した 資金不足額)
	(a)	(b)	(c)	(d) = (a) - (b) - (c)	(e)	(f) = (d) - (e)
水 道 事 業	5,153,791	515,081	0	4,638,710	0	4,638,710
下 水 道 事 業	2,900,629	345,084	0	2,555,545	0	2,555,545
病院事業	67,779	528,914	95,220	556,355	95,220	461,135
合 計	8,122,199	1,389,079	95,220	6,637,900	95,220	6,733,120

#### 事業の規模(令和元年度決算)

(単位:千円)

区分	営業収益	指定管理者 料金収入	受託工事収益	事業の規模	
27	(g)	(h)	(i)	(j) = (g) + (h) - (i)	
水 道 事 業	2,965,057	0	27,766	2,937,291	
下 水 道 事 業	2,329,911	0	1,248	2,328,663	
病院事業	159,457	3,144,743	0	3,304,200	
合 計	5,454,425	3,144,743	29,014	8,570,154	

資金不足比率 --13.9%

各公営企業会計の決算書を基に決算統計の数字を用いて算定している。

1 流動資産等 流動資産の額 - 控除財源 - 控除額

2 流動負債等 流動負債の額 - 控除企業債等 - 控除未払金等 - 控除額 - PFI建設事業費等

3 算入地方債の現在高 建設改良費・準建設改良費(地方債に関する省令第12条及び附則第8条に規定するもの)以外の経費の財源

に充てるために起こした地方債の当年度決算における残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額

4 解消可能資金不足額 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金

の不足額から控除する一定の額

#### (2) 資金不足比率の状況

当年度の公営企業会計(水道、下水道及び病院事業会計で、いずれも地方公営企業法適用企業)における資金不足比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

#### 資金不足比率の年度別推移

(単位:千円)

区分	会計名	29年度	30年度(B)	元年度(A)	増減(A)-(B)
資金不足比率() (資金不足額/事業規模) 経営健全化基準20.0%	水道事業	-	-	-	-
	下水道事業	-	-	-	-
	病院事業	16.9%	14.1%	13.9%	0.2ポイント
資金剰余額 ( 資金不足額)	水道事業	4,138,021	4,431,791	4,638,710	206,919
	下水道事業	2,473,880	2,656,482	2,555,545	100,937
	病院事業	788,759	570,649	461,135	109,514

資金不足額を正の値として算定し、資金剰余額が生じている場合「-」で表示している。

公営企業 3 会計のうち、水道事業で 46 億 3,871 万円、下水道事業で 25 億 5,554 万円の 資金剰余額が生じているが、病院事業においては 4 億 6,113 万円の資金不足額が生じてい る。

平成31年4月より市立川西病院では指定管理者制度を導入したため、令和元年度以降の病院事業における事業の規模(分母)には、国が定める算定方法の特例により、指定管理者利用料金収入の額を加えることとなっている。

病院事業の資金不足比率〔事業の規模に対する資金不足額の割合〕は 13.9%で、前年度に比べ 0.2 ポイント低下(改善)している。

当年度の比率が対前年度 0.2 ポイント低下した要因は、比率の算定における事業の規模 (分母)が 7 億 1,664 万円 (17.8%)減少したものの、資金不足額 (分子)が、対前年度 1 億 951 万円 (19.2%)減少 (改善)したためである。これは主に、分子の資金不足額の 算定において、流動資産等では未収金の減 (5 億 3,443 万円)等で対前年度 5 億 6,663 万円減少したものの、流動負債等では、未払金の減 (3 億 6,142 万円)と一時借入金の減 (2 億 5,000 万円)等で対前年度 6 億 7,614 万円減少したことにより、資金不足額全体で 1 億 951 万円の減少となっていることによるものである。また、分母の事業の規模で 7 億 1,664 万円 (17.8%)減少した主な要因は、指定管理者利用料金収入の額として 31 億 4,474 万円を加味することとなったものの、市直営時における入院・外来収益が合計で 36 億 11 万円皆減したことなどによるものである。

当年度の市立川西病院の運営状況として、元年 5 月から 4 階北病棟を休床するとともに、看護基準を7対1から10対1に変更している。市民によるモニター会議、専門家による経営評価委員会を開催し、また、市職員によるモニタリングを実施して医療提供体制等の確認を行っているが、資金不足比率の算定にあたり指定管理者利用料金収入の額が加味されることからも、早期の看護基準回復に至るよう指定管理者に対する積極的な支援を行われたい。

引き続き、指定管理者と一体になって地域医療支援病院として安心で安全な医療の提供に努められたい。

#### 参考資料

#### 阪神7市における比率の推移について

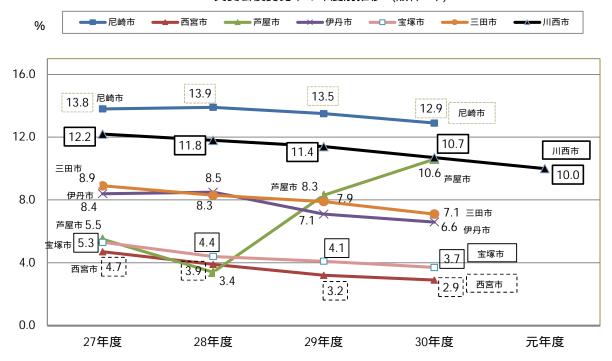
阪神7市における実質公債費比率及び将来負担比率〔平成27~30年度(川西市のみ令和元年度まで)〕の推移は、次のとおりである。

総務省の「地方財政状況調査資料」等により作成

阪神7市:尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市

#### (1) 実質公債費比率

実質公債費比率の年度別推移 (阪神7市)



#### (2) 将来負担比率

将来負担比率の年度別推移 (阪神7市)

